

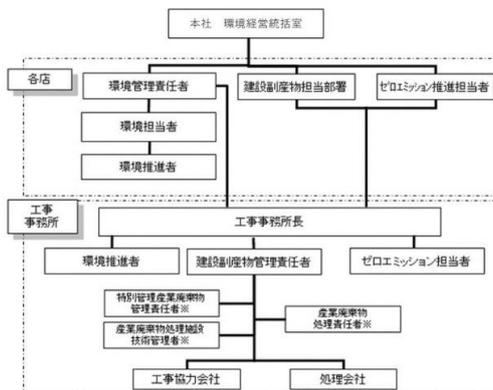
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 30日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市中央区北浜3-5-29 日本生命淀屋橋ビル	
氏名 株式会社大林組大阪本店 専務執行役員大阪本店長 川上 宏伸	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-7632-8714	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社大林組大阪本店 大阪市管轄区域内事業場
事業場の所在地	大阪市管轄区域内
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	165885百万円
③従業員数	2205名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[施工・発生] --> B[保管]; B --> C[収集]; C --> D[中間処理 (再生・縮減)]; D --> E[最終処分]; D --> F[再生品];</pre>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類 排出量	別紙1のとおり
	(これまでに実施した取組)	
	①新築建築工事の建設廃棄物総排出量の目標値設定 ②産業廃棄物の削減方法 ・施工方法の検討による廃棄物の削減(鋼製型枠材の使用等) ・梱包材の削減(メーカーへの簡易梱包依頼等)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類 排出量	別紙1のとおり
	(今後実施する予定の取組)	
	①新築建築工事の建設廃棄物総排出量の目標値設定 ②産業廃棄物の削減方法 ・施工方法の検討による廃棄物の削減(鋼製型枠材の使用等) ・梱包材の削減(メーカーへの簡易梱包依頼等)	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①新築建築工事の混合廃棄物単位排出量の目標値を設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。 ②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ、石綿含有建材等
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①新築建築工事の混合廃棄物単位排出量の目標値を設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。 ②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ、石綿含有建材等

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり
	(これまでに実施した取組)	
	該当なし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり
	(今後実施する予定の取組)	
	該当なし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり
	(これまでに実施した取組)	
	該当なし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙1のとおり
	(今後実施する予定の取組)	
	該当なし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 該当なし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 該当なし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
（これまでに実施した取組）		
①リサイクル率の目標値設定 ②ゼロエミッション活動の推進 ③再資源化ルートの確立 ④優良認定処理業者の選定 ⑤広域再生指定を受けているメーカーとの契約（石膏ボード等）		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(今後実施する予定の取組)	
	①リサイクル率の目標値設定 ②ゼロエミッション活動の推進 ③再資源化ルートの確立 ④優良認定処理業者の選定 ⑤広域再生指定を受けているメーカーとの契約(石膏ボード等)	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3768.49 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト対応可能な会社を優先的に選定する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 5 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 7
 - 8
 - 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和5年度)実績量

計画：今年度(令和6年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油(引火性)	9.50	9.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.50	9.00	9.50	9.00	0.00	0.00	9.50	9.00	0.00	0.00
廃石綿等	34.00	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34.00	30.00	34.00	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ばいじん(有害)	6.40	6.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.40	6.00	6.40	6.00	0.00	0.00	0.64	0.60	0.00	0.00
13号廃棄物(有害)	3,718.59	3,700.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,718.59	3,700.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	3,768.49	3,745.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,768.49	3,745.00	49.90	45.00	0.00	0.00	10.14	9.60	0.00	0.00